

(参考)

基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,470円以上 4,940円未満	$y = 0.8w$
4,940円以上12,140円以下	$y = (-w^2 + 24,140w) / 24,000$
12,140円超 14,910円以下	$y = 0.5w$
14,910円超	$y = 7,455$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,470円以上 4,940円未満	$y = 0.8w$
4,940円以上12,140円以下	$y = (-w^2 + 24,140w) / 24,000$
12,140円超 16,410円以下	$y = 0.5w$
16,410円超	$y = 8,205$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,470円以上 4,940円未満	$y = 0.8w$
4,940円以上10,920円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 130,260w) / 119,600 \\ y = 0.05w + 4,368 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,920円超 15,650円以下	$y = 0.45w$
15,650円超	$y = 7,042$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,470円以上 4,940円未満	$y = 0.8w$
4,940円以上12,140円以下	$y = (-w^2 + 24,140w) / 24,000$
12,140円超 13,420円以下	$y = 0.5w$
13,420円超	$y = 6,710$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考)

基本手当日額の計算式の根拠について

基本手当の日額の計算式は、雇用保険法施行規則第28条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおりである。

1 2以外を受給資格者の場合（4,940円 \leq w \leq 12,140円）

(1) 給付率（80%から50%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.3 \times \frac{w - 4,940}{12,140 - 4,940} \\ &= \frac{-w + 24,140}{24,000} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-w + 24,140}{24,000} \times w \\ &= \frac{-w^2 + 24,140w}{24,000} \end{aligned}$$

2 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者の場合（4,940円 \leq w \leq 10,920円）

(1) 給付率（80%から45%までの間で逡減する率）

$$\begin{aligned} &= 0.8 - 0.35 \times \frac{w - 4,940}{10,920 - 4,940} \\ &= \frac{-7w + 130,260}{119,600} \end{aligned}$$

(2) 基本手当日額（給付率に賃金日額を乗じた額）

$$\begin{aligned} &= \frac{-7w + 130,260}{119,600} \times w \\ &= \frac{-7w^2 + 130,260w}{119,600} \end{aligned}$$

ただし、次により算定された額より高い場合は、次により算定された額とする。

$$\begin{aligned} &0.05w + (10,920 \times 0.4) \\ &= 0.05w + 4,368 \end{aligned}$$